

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	川下支線事業損失防止調査その2
発 注 課	建) 土木部工事課
選 定 事 業 者	株式会社エル技術コンサルタント
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、令和6年度川下支線事業損失防止調査における建物事後調査にて判定した工事の影響で生じた建物の損傷に係る補償費用の算定と費用負担額の算定内容等の説明を権利者に対して行うものである。</p> <p>上記の建物調査により工事の事業損失が明らかとなっており、本業務では、損失を被った地権者に対して可能な限り迅速な対応が必要となる。</p> <p>当該業者は上記の事後調査を受託しており、既に状況を熟知し、権利者との協議実績も十分に有していることから、早期に補償費の合意形成を図り、本業務を円滑に遂行することが可能である。また、現地踏査等の省略により経費と業務期間の節減も可能であり、競争入札に付するよりも有利と認められることから、上記業者を契約の相手方として選定したい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号